

平成29年 第6回 奥州市農業委員会農地部会

議 事 録

(平成29年6月23日)

奥 州 市 農 業 委 員 会

平成29年 第6回 奥州市農業委員会農地部会議事録

平成29年6月23日（金）午前10時
奥州市役所前沢総合支所301会議室

第1 会期の決定

第2 議事録署名委員の指名

第3 主要会務報告

第4 議 事

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について

議案第5号 農地法の適用外証明願に対する可否決定について

出席委員（17名）

1 千葉 憲 雄	2 小野寺 和 明	3 北 條 忠 夫
4 松 平 光 典	5 菊 池 勝 治	6 星 洋 子
7 高 橋 貞 信	9 佐 藤 順 子	10 佐 藤 永 匡
11 菊 池 靖 樹	13 浅 倉 茂	14 伊 藤 周 治
15 及 川 良 孝	16 菅 原 賢 一	17 高 橋 公一郎
18 倉 成 義 昭	19 佐 藤 豊	

欠席委員（2名）

8 佐 藤 清 喜	12 岩 渕 徹 矢
-----------	------------

事務局職員

事務局長	千葉 昌
事務局長補佐	小岩 敬一
農地係 係長	高橋 学
農業振興係 係長	佐藤 めぐみ
農地係 上席主任	保志 栄美
農地係 主任	柳川 明久
江刺分室 分室長	菅野 克己
江刺分室 主任	千葉 一貴
前沢分室 主任	菅原 正美
胆沢分室 主査	佐々木治彦
衣川分室 主任	高橋 利之

平成29年 第6回 奥州市農業委員会農地部会 議事録

[開 議]

開 会 10時00分

議 長 ただいまより、平成29年第6回奥州市農業委員会農地部会を開会いたします。
欠席の届出委員は、8番、佐藤清喜委員、12番、岩渕徹矢委員です。よって、出席委員は定足数に達しておりますので本日の会議は成立いたします。
委員が発言しようとするときは、議長の許可を得てからご起立の上発言するようお願いいたします。
本日の会議は、部会日程に従って進めてまいります。

議 長 日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。会期を本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定されました。

議 長 日程第2、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、奥州市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき当職より指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、10番、佐藤永匡委員、11番、菊池靖樹委員の2人を指名いたします。

議 長 日程第3、主要会務報告を行います。
事務局長をして、主要会務報告をいたさせます。

事務局長 それでは1ページをご覧ください。
主要会務報告。平成29年5月17日から平成29年6月15日までの主な会務の内容をご報告申し上げます。

5月18日(木)、第4回農政部内会議を開催し、平成29年度農業者年金加入推進取組方針等について協議いたしました。5月19日(金)、平成29年度奥州市農業再生協議会通常総会が開催され、平成28年度事業報告及び収支決算等について決定されております。同じく19日、市町村農業委員会会長・事務局長合同研修会及び会議が開催され、平成29年度県農政重点推進事項、農地中間管理事業の活動方針について、岩手県、岩手県農業公社から説明の後、農業委員会業務の推進等について協議が行われました。5月25日(木)、農業者年金加入推進部長会議を開催し、平成29年度加入推進取組方針などが協議されました。なお、今年度の加入目標人数は昨年同様の10人でございます。同じく25日、第3回体制移行検討委員会では、農業委員の定数については、24名とすることといたしました。最適化推進委員の

定数につきましては、現行選挙委員と同数の40名を基本とし、各区の人数に沿った区域割、担当割について、検討委員により区ごとに意見聴取、調整を行うこととし、その内容を持ち寄って次回の検討委員会で協議することとしています。5月29日(月)、岩手県選出国會議員への要請活動と平成29年度全国農業委員会会長大会が東京都内で開催されております。要請活動は、3班に分かれ本県選出の9名の議員に対しまして、農地等の利用の最適化の推進施策の改善など農業施策の充実に関する要請を行っております。なお、詳細につきましては皆様に要請書の写しを配布してございますので後でお目通しをお願いします。また、全国会長大会では農業農村の持続的発展と競争力強化に向けた政策提案などの決議がなされました。5月31日(水)から6月1日(木)、平成29年度岩手県都市農業委員会会長会総会及び研修会が遠野市を会場に開催され、県内14市の農業委員会会長と事務局長が出席しております。研修では、宮守川上流生産組合の一集落一農場の取り組みや宮守ワサビ田の視察を行っております。6月2日から6月21日までの会期で、平成29年第2回奥州市議会定例会が開催されました。今議会では農業委員会に関する議案等は特にございませんでした。以上でございます。

議長 主要会務報告が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 質問なしと認め、主要会務報告を終わります。

議長 日程第4、議事に入ります。

議長 報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてを議題といたします。

事務局をして、報告の朗読並びに説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 議案書3ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について。次のとおり、農地法第3条の3第1項の規定による届出について、受理したことをここに報告する。平成29年6月23日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の報告件数は全部で9件でございます。

相続による所有権の移転が8件、遺贈による所有権の移転が1件、いずれも委員会へのあっ旋希望はございませんでした。なお、遺贈の案件については包括遺贈であり、農地法第3条の許可が不要であるものでございます。

以上9件でございます。ご報告いたします。

議長 報告第1号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたら、ご発言願います。

(「議長」の声あり)

議長 18番、倉成委員。

18番委員 番号2の関係でしたが、遺贈ということで胆沢区の方に相続になったようでございますが、かなりの面積でございますけれども、どなたかに委託か何かされたのでしょうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 ただ今のご質問にお答えをいたします。農地につきましては、一部は基盤法で貸付けをされてございます。それ以外につきましては、自作地という形になっておりましたので、この後の契約等は受けてございませんけれども、場合によりましては、この方とか新しい方に契約というのも考えられるのかなと思いますが、今のところはあつ旋希望がないというふうなことで、今頼んでいる人なりをお願いをするのかご自身でやられるのか、今のところは自作という形では伺ってはおりますが、場合によってはそういう場合も出てくるのかなというふうに考えております。いずれ包括遺贈ですので相続と同じ形で権利がそのまま移動したということになりますので、この後そういったケースが出てくることについても特に問題無いものということになりますので、その際にはよろしくお伺いしたいと思います。

18番委員 了解しました。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、報告第1号を終結いたします。

議長 報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題といたします。

事務局をして、報告の朗読並びに説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 議案書5ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について。次のとおり、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があったので、報告する。平成29年6月23日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の報告件数は1件でございます。

番号1は、耕作者死亡のため解約するものでございます。

以上1件でございます。ご報告いたします。

議長 報告第2号について、報告説明が終わりましたので、質問に入ります。質問がありましたなら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、報告第2号を終結いたします。

議長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(議長の声あり)

議長 保志上席主任。

上席主任 議案書6ページをご覧ください。

議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否決定について。次のとおり農地法第3条第1項の規定による許可申請書の提出があったので可否の決定を求める。平成29年6月23日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は、所有権の移転が8件、賃貸借権の設定が2件、使用貸借権の設定が5件の計15件です。

番号1は、規模拡大による売買です。総額600,000円です。番号2は、耕作利便のため売買するものです。総額100,000円です。番号3は、後継者へ生前一括贈与するものです。番号4は、相手方の要望による贈与です。議案第5号番号9に関連があります。番号5は、相手方の要望による賃貸借権の新規設定です。年間玄米60kgです。番号6は、相手方の要望による賃貸借権の新規設定です。年額3,000円です。番号7は、相手方の要望による使用貸借権の新規設定です。番号8及び番号9は関連案件で同一の内容です。番号8は、相手方の要望による売買です。総額65,474円です。番号9は、相手方の要望による売買です。総額20,000円です。番号10は、負債整理のため売買するものです。総額300,000円です。番号11は、新規就農のため後継者へ生前一括贈与するものです。譲受人は農協や周辺の農家からの協力、指導のもとに路地ピーマンやハウスピーマンなどを作付けする予定です。番号12から番号14は、経営移譲年金受給のため使用貸借権を新規設定するものです。番号15は、経営移譲年金受給のため使用貸借権を再設定するものです。

以上15件について、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離及び面積要件について問題がなく、許可の要件をすべて満たしていることを事前に確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第1号について提案説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、原案のとおり許可と決定することにご異議ございません

か。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号は、原案のとおり許可と決定されました。

議長 議案第2号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
事務局をして議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

（「議長」の声あり）

議長 保志上席主任。

上席主任 議案書9ページをご覧ください

議案第2号、農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農用地利用集積計画の決定を求める。平成29年6月23日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は、利用権の設定が26件、所有権の移転が7件の計33件です。

初めに利用権の設定です。番号1から番号5は、規模拡大による賃貸借権の新規設定です。番号6は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。番号7は、規模拡大による使用貸借権の新規設定です。番号8は、相手方の要望による使用貸借権の新規設定です。番号9は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。番号10は、規模拡大による賃貸借権の新規設定です。番号11及び番号12は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。番号13及び番号14は、相手方の要望による賃貸借権の新規設定です。番号15は、農地中間管理機構が行う特例事業による賃貸借権の新規設定です。番号16から番号19は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。番号20は、相手方の要望による使用貸借権の新規設定です。番号21及び番号22は、相手方の要望による賃貸借権の新規設定です。番号23及び番号24は、期間満了に伴う賃貸借権の再設定です。番号25は、相手方の要望による使用貸借権の新規設定です。番号26は、期間満了に伴う使用貸借権の再設定です。

続きまして所有権の移転です。番号27から番号30は、個人間の売買です。番号31は、個人間の贈与です。番号32は、個人間の売買です。番号33は、農地中間管理機構が行う特例事業による売買です。

以上33件について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。また、新規申請分については、借受人または譲受人が認定農業者であること。あるいは、今回の申請分を含めて経営面積が1.33ha以上であることを併せて確認しております。ご審議よろしく申し上げます。

議長 議案第2号について提案説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

（「なし」の声あり）

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案につきましては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第2号は、原案のとおり決定されました。
議長 暫時休憩いたします。

(10時20分 休憩)

(10時22分 再開)

議長 再開いたします。

議長 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 議案書17ページをご覧ください。

議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。次のとおり、農地法第4条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、可否について意見を求める。平成29年6月23日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。

今月の案件は全部で5件でございます。

番号1は、自家用車の駐車場を整備するものでございます。駐車場4台分76㎡、通路、転回スペース17㎡、開発指導要綱道路8㎡を整備するものでございます。番号2は、貸駐車場を整備するものです。駐車場21台分262.5㎡、転回スペース327.5㎡を整備するものでございます。番号3は、共同住宅を整備するものです。共同住宅1棟161.79㎡、駐車場10台分125㎡、駐輪場2棟5.04㎡、物置等5.13㎡を整備するものでございます。番号4は、共同住宅を整備するものでございます。共同住宅2棟384.91㎡、駐車場31台分387.5㎡、駐輪場2棟9.45㎡、物置2棟9.17㎡を整備するものでございます。番号5は、来客者用の駐車場を整備するものです。隣接する原野と併せて駐車場2台分38.44㎡を整備するものでございます。

以上、5件でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 引き続き農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 お手元の補足説明資料をご覧ください。

議案第3号の補足説明を行います。

番号1は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしま

した。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。家族が多く、他の場所を使用しているところですが、将来に渡りその場所を利用することが不可能になったことから、自家用車駐車場等を整備するもので、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号2は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。高齢で農業を続けることが難しいことから収入を得るため貸駐車場21台分を整備するもので、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号3は、10ha以上の一団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであること。家賃収入を得て生活の安定を図るため集合住宅1棟を建築整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号4は、10ha以上の一団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであること。家賃収入を得て生活の安定を図るため集合住宅2棟を建築整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号5は、第1種及び第3種の要件に該当しないことから第2種農地と判断いたしました。第2種農地は原則不許可ですが、特定土地改良事業施行地でない10ha未満の小団地の農地であること。自宅で料理教室等を営んでいるが、近年生徒数が増えてきたことから自宅敷地付近に来客者用駐車場を整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。

以上、補足説明を終了いたします。

議長　　ここで現地確認をした委員からの報告を求めます。

番号1から番号4について、10番、佐藤永匡委員お願いいたします。

10番委員　番号1から番号4について現地確認の報告をいたします。6月9日、私と佐藤千治委員と事務局職員2人の4人で現地を確認してまいりました。番号1の現地は、奥州市文化会館Zホールから南に約300mのところの位置しており、周辺地目は東南が宅地で、西が市道、北側が田んぼとなっております。農地としてきちんと管理されており、事前着工も無く、周辺農地への影響も無いことから、現地確認の結果、許可相当であると判断してまいりました。番号2について報告いたします。申請地はハローワークから南西に100m、旧東水沢中学校のグラウンドから397号を挟んで向かい側に位置しております。周辺地目は北側が国道、東南

西は宅地となっております。農地としてきちんと管理されており、事前着工も無く、駐車場として利用する計画で規模も妥当であることから、許可相当であると判断してまいりました。番号3について報告いたします。申請地は水沢警察署から南西に約400m、ホワイト急便から道路を挟んで南側に位置しております。周辺地目は東が市道、西が用悪水路、南が田んぼ、北が公衆用道路となっております。現地は農地としてきちんと管理されており、事前着工も無く、周辺の農地への影響も無いことから、許可相当であると判断してまいりました。番号4は、番号3の申請地の隣接しているところになります。同じ申請者で同じ目的で申請が出されており、こちらも番号3同様きちんと管理されており、事前着工も無く、周辺農地への影響も無いことから、許可相当であると判断してまいりました。以上でございます。

議長 次に番号5について、7番、高橋貞信委員お願いいたします。

7番委員 6月9日、私と佐藤利榮委員と事務局職員2人と4人で現地確認してまいりました。場所は江刺総合支所から南東に約6.5km、田原地区センターから南東に約600mの地域で、道路に挟まれた土地で周辺への影響も無く、何ら問題なく許可相当と判断してまいりました。

議長 議案第3号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので、質疑に入ります。質疑がありましたなら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第3号は、原案のとおり許可相当と決定されました。

議長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを議題といたします。

事務局をして、議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議長 高橋農地係長。

農地係長 議案書18ページをご覧ください。

議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について。次のとおり、農地法第5条第1項の規定による許可申請書の提出があったので、可否について意見を求める。平成29年6月23日提出、奥州市農業委員会農

地部会長、佐藤豊。

今月の案件は29件でございます。

番号1は、使用貸借により共同住宅を整備するものです。共同住宅2棟268.99㎡、駐車場16台分200㎡、物置1棟6.56㎡、駐輪場等6.03㎡を整備するものでございます。番号2は、売買により宅地分譲2区画563㎡、開発指導要綱道路15㎡を整備するものでございます。番号3は、使用貸借により居宅等を建築整備するものでございます。居宅1棟118.83㎡、通路63.59㎡、駐車場30㎡、庭107.6㎡、を整備するものでございます。番号4と番号5は関連案件です。賃貸借により貸店舗2棟を整備するもので、総事業面積は4,109.87㎡でございます。貸店舗2棟394.30㎡、駐車場83台分1,037.5㎡、通路等2,678.07㎡を整備するものでございます。番号6は、使用貸借により資材置場を整備するものでございます。残土置場272㎡、コンクリート製品置場153㎡、駐車スペース75㎡、法面195㎡、通路、転回スペース494㎡を整備するものでございます。番号7は、売買により共同住宅を整備するものでございます。共同住宅3棟550.92㎡、駐車場37台分462.5㎡、物置等28.22㎡を整備するものでございます。番号8と番号9は、関連案件でございます。売買により来客用駐車場及び従業員用駐車場等を整備するもので、総事業面積は212㎡でございます。来客者用駐車場4台分54.5㎡、従業員用及び業務用駐車場4台分84㎡、荷受スペース25.4㎡、法面等43.6㎡、通路4.5㎡を整備するものでございます。番号10は、売買により居宅等を建築整備するものでございます。居宅1棟80.73㎡、物置2棟13.27㎡、駐車場・スロープ85.41㎡を整備するものでございます。番号11は、売買により宅地分譲13区画2,936㎡を整備するものでございます。番号12は、売買により太陽光発電施設を整備するものでございます。太陽光パネル164枚266.8㎡、通路等63.2㎡を整備するもので、パワーコンディショナー等は架台に据え付けるものでございます。番号13は、売買により機械工場を整備するもので、周りの雑種地等と併せて総事業面積は7,691㎡でございます。機械工場1棟4,907.94㎡を整備するものでございます。番号14から番号26までは関連案件でございます。売買により従業員用及び業務用の駐車場、緑地帯を整備するもので、総事業面積は21,870㎡でございます。駐車場370台分12,089.25㎡、緑地帯9,795.7㎡を整備するものでございます。番号27は、売買により宅地分譲1区画297㎡を整備するものでございます。番号28及び番号29は関連案件です。賃貸借により作業用車両用及び業務用車両用等の駐車場、資材置場を整備するもので、総事業面積は1,869㎡でございます。作業用車両用駐車場15台分420㎡、車庫1棟195㎡、業務用車両用等の駐車場9台分180㎡、資材置場331㎡、通路転回スペース等651㎡を整備するものでございます。

以上、29件でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長 引き続き農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局から補足説明をいたさせます。

(「議長」の声あり)

議 長 高橋農地係長。
農地係長 お手元の補足説明資料をご覧ください。
議案第4号の補足説明を行います。

番号1は、農地法施行規則第43条第1号に該当することから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、水管及び下水管が埋設されている4m以上の道路の沿道区域で、500m以内に2つ以上の公共施設及び医療施設等の市街化を誘引する性格の公益的施設があること。賃貸収入を得て生活の安定を図るため共同住宅2棟を整備するもので、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号2は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。事業拡張のため宅地分譲2区画を整備するもので、宅地建物取引業者免許証を有する転用事業者であり、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号3は、10ha以上の一団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであること。母屋が手狭になったことから、親子間の使用貸借により母屋の隣接地に自己住宅を建築するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号4及び番号5は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。事業拡張のため現在地の隣接地に貸店舗2棟を整備するもので、過去の実績もあり、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号6は、10ha以上の一団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであること。業務量の増大により資材置場敷地が不足のため、既存資材置場の隣接地に新たに資材置場を整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号7は、10ha以上の一団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであること。賃貸収入を得て生活の安定を図るため共同住宅3棟を整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号8及び番号9は、都市計画法の用途地域内であること

から第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。現在の駐車場用地が狭く不便を来しているため来客用駐車場及び業務用駐車場を整備するもので、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号10は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。介護等の対応のため子供の居宅の隣接地にバリアフリー対応の自己住宅を建築整備するもので、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号11は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。事業拡張のため宅地分譲13区画を整備するもので、宅地建物取引業者免許証を有する転用事業者であり、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号12は、一部は都市計画法の用途地域内であることから第3種農地、一部は第1種及び第3種農地の要件に該当しないことから第2種農地と判断される農地区分の境界に位置しておりますので全体で第2種農地と判断してございます。第2種農地は原則不許可ですが、特定土地改良事業施行地でない10ha未満の小団地の農地であること。売電収入を得て生活の安定を図るとともに、長年に渡り未利用で放置されてきた土地の有効活用を図るため太陽光発電施設を整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号13は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。事業拡張のため既存工場の隣接地に機械工場1棟を整備するもので、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号14から番号26は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。事業拡張のため行う機械工場の整備に伴って不足する駐車場及び緑地帯を隣接地に整備するもので、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号27は、都市計画法の用途地域内であることから第3種農地と判断いたしました。第3種農地は原則許可であり、都市計画法の用途地域内の農地であること。事業拡張のため宅地分譲1区画を整備するもので、宅地建物取引業者免許証を有する転用事業者であり、過去の実績もあり、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。番号28及び番号29は、10ha以上の一団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地は原則不許可ですが、農地法施行規則第33条第4号に規定する、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設で集落に接続し

て設置されるものであること、現在他市町村を含めて駐車場及び資材置場が点在していることから事業の効率性が悪いほか、業務量の増大により敷地も不足しているため、事業所の隣接地に新たに作業用車両等駐車場及び資材置場を整備するもので、代替性がなく、計画に見合う資金の裏付けもあることから転用の確実性は問題ないものとして提案するものでございます。

以上、補足説明を終了いたします。

議長　ここで現地確認をした委員からの報告を求めます。

番号1から番号9について、10番、佐藤永匡委員お願いいたします。

10番委員　番号1から番号9までの現地確認の結果を報告いたします。

6月9日、私と佐藤千治委員と事務局職員2人と4人で現地確認をしております。番号1の申請地は、奥州市文化会館Zホールから南東に約400m、産業技術短大の北側に位置しております。周辺地目は東が市道、西が宅地、南が用悪水路、北側が公衆用道路となっております。事前着工も無く、農地として管理されており、周辺農地への影響もないことから、許可相当であると判断してまいりました。番号2ですが、申請地は奥州市文化会館Zホールから南に約300mのところに位置しており、周辺地目は東は宅地、西側が市道、南が田んぼで北側が用悪水路となっております。こちらも事前着工も無く、利用規模も妥当で、周辺への影響も無いことから許可相当であると判断してまいりました。番号3ですが、申請地は水沢工業高校から北に200mのところに位置しており、周辺は西、北が市道、東が宅地、南が田んぼとなっております。こちらも農地としてきちんと管理されており、事前着工も無く、周辺への影響もないことから許可相当であると判断してまいりました。番号4と5について報告いたします。申請地は奥州市文化会館Zホールから道路を挟んで東側へ70mに位置しております。こちらも事前着工も無く農地としてきちんと管理されておりました。転用事業による周辺の影響も無いことから許可相当であると判断してまいりました。番号6について報告します。申請地は水沢南中学校から南西に約600mに位置しており、周辺地目は四方が用悪水路となっております。地目は田んぼですが耕作してないような状況でしたが、申請地はこの譲受人しか使えないような土地でしたので、転用もやむなしと判断してまいりました。番号7について報告します。申請地は水沢南中学校から南西に約500mに位置しており、周辺地目は東が市道、西が用悪水路、南と北側が宅地となっております。一部駐車場として利用している形跡はありましたが全体としては農地として管理されており、周辺への影響も無いことから許可相当であると判断してまいりました。番号8について報告します。申請地は水沢商業高校から南に約450mに位置しております。周辺地目は東側県道、西側が市道、南が用悪水路、北側が田んぼとなっております。こちらも現地はきちんと管理されており、事前着工も無く、周辺への影響もないことから許可相当であると判断してまいりました。番号9の申請地は水沢商業高校から南に約450mに位置しております。周辺地目は東側県道、西側市道、北側が宅地、南は田んぼとなっております。

こちらもしっかりと管理がされており、事前着工も無く、周辺への影響もないことから許可相当であると判断してまいりました。以上でございます。

議長 次に、番号10から番号12について、7番、高橋貞信委員お願いいたします。

7番委員 番号10から12までを説明いたします。6月9日、私と佐藤利榮委員、事務局職員2人と現地確認をしてまいりました。番号10は、江刺総合支所から南東に約1.1km、江刺中央体育館から東に430mのところにある畑でございました。周りは宅地と道路で住宅化しているところで、事前着工も無く許可相当と判断してまいりました。番号11は、江刺総合支所から南に約770m、江刺中央体育館から北に220mの地点で周りは全て道路で三角の土地で道路の向かいには倉庫なり共同住宅なりが立ち並んでいてここだけ農地として残っているような場所なので畑とか作るのは大変だと思うので許可相当だと判断してまいりました。番号12は、江刺総合支所から南東に1.3km、市立岩谷堂幼稚園から東に630mの地点で、道路の傍で斜めの土地で、管理はされており、周辺への影響は申請者がすべて土留めなり対策をするということなので許可相当と判断してまいりました。以上です。

議長 次に、番号13から番号27について、3番、北條忠夫委員お願いいたします。

3番委員 番号13から27について報告いたします。6月12日、吉田宏行委員と私と事務局職員2人の4人で現地を確認しました。申請地は工場と駐車場でありまして、番号13から26は関連がありまとめて申し上げます。現地は奥州市役所前沢総合支所から南に640m、JR前沢駅から南に350mに位置して、東は雑種地、西も雑種地、南は用悪水路、北も雑種地で、事前着工も無く、問題無いものと見てまいりました。番号27は、前沢総合支所から北に450m、前沢保育所から南西に約90mで、東が宅地、西は市道、南は宅地、北も宅地で、宅地分譲の1区画であり、事前着工も無く、問題無いものと思って見てまいりました。以上です。

議長 次に、番号28及び番号29について、1番、千葉憲雄委員お願いいたします。

1番委員 1番の千葉でございます。番号28と29の現地確認の報告をいたします。6月12日、私と佐藤豊委員、事務局職員2人の4人で現地確認してまいりました。番号28は胆沢総合支所から南に約2.5km、小山地区センターから西に約1.3kmにあり、地目は、東は道路、西は田、南が市道、北に宅地があり、現地には農業ハウスが建てられてありましたが、問題無しと判断してまいりました。番号29は同じ現地ですが、30m位離れたところにあり、東は宅地と田、西は宅地と畑、南が市道、北が山林となっており、事前着工も無く、耕起した跡があり管理されていまして、許可相当であると判断してまいりました。以上です。

議長 議案第4号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたが、本議案につきましては、議席番号9番、佐藤順子委員が番号4及び番号5に関連がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、番号4及び番号5を除き審議をいたします。

質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案につきましては、番号4及び番号5を除き原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号は、番号4及び番号5を除き原案のとおり許可相当と決定されました。

議 長 次に、議案第4号の番号4及び番号5について審議いたします。当案件につきましては農業委員会等に関する法律第31条の規定により9番委員の退席をお願いいたします。

(11:00 退席)

議 長 議案第4号の番号4及び番号5について質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。
(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。
意見、討論ありませんか。
(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。
本案の番号4及び番号5については原案のとおり許可相当と決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号の番号4及び番号5については原案のとおり許可相当と決定されました。
9番委員の退席を解除いたします。

(11:01 着席)

議 長 議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定についてを議題といたします。
事務局をして議案の朗読並びに提案説明をいたさせます。
(「議長」の声あり)

議 長 高橋農地係長。
農地係長 議案書24ページをご覧ください。
議案第5号、農地法の適用外証明願に対する可否決定について。次のとおり、農地法の適用を受けない土地であることの証明願の提出があったので、可否の決定を求める。平成29年6月23日提出、奥州市農業委員会農地部会長、佐藤豊。
今月の案件は11件でございます。

番号1は、耕作不便地であることから昭和42年頃から不耕作状態となり、その後山林化したもので、現地は山林310㎡となっています。番号2は、耕作不便地であることから昭和42年頃から不耕作状態となりその後山林化したもので、現地は山林584㎡となっています。番号3は、耕作不便地であることから、昭和60年頃から不耕作状態となり、その後山林化したもので、現地は山林727㎡となっています。番号4は、耕作不便地であることから、昭和60年頃から不耕作状態となり、その後山林化したもので、現地は山林618㎡となっています。番号5は、耕作不便地であることから、昭和40年頃から不耕作状態になり、その後原野化したもので、現地は原野585㎡となっています。番号6は、耕作不便地であることから、昭和40年頃から不耕作状態となり、その後原野化したもので、現地は原野393㎡となっています。番号1から番号6については、6月9日に佐藤永匡委員、佐藤千治委員が現地確認を行っています。番号7は、昭和45年頃に居宅を建築して以来、宅地として利用しているもので、現地は宅地638㎡となっています。番号8は、耕作不便地であることから、昭和40年頃から不耕作状態となり、その後山林化したもので、現地は山林911㎡となっています。番号9は、昭和60年頃に近隣住宅の進入路の一部として整備をし、さらに平成9年4月頃から別の近隣住宅の進入路として利用しているもので、現地は宅地12㎡となっています。番号7から番号9については、6月9日に高橋貞信委員、佐藤利榮委員が現地確認を行ってございます。番号10は、昭和55年頃に居宅を建築して以来、宅地として利用しているもので、現地は宅地271㎡となっています。番号10については、6月12日に千葉憲雄委員、佐藤豊委員が現地確認を行っています。番号11は、昭和37年頃に畜舎を建築し、昭和47年頃にそれを増築して以来、宅地として利用しているもので、現地は宅地174㎡となっています。番号11については、6月12日に菅原賢一委員、伊藤博委員が現地確認を行っています。

以上11件でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ここで現地確認をした委員からの報告を求めます。

番号1から番号6について、10番、佐藤永匡委員お願いたします。

10番委員 番号1から番号6までの現地確認の報告をいたします。6月9日、私と佐藤千治委員、事務局職員2人と4人で現地確認をしてまいりました。番号1から番号6まで申請地はほぼ隣接しておりますので併せて報告したいと思います。場所は佐倉河地区センターから北西に約3.1km、さくらの湯から道路を挟んで東側に位置しております。胆沢川沿いで申請地は畑となっておりますがいずれも山林化原野化しており農地としては使われておりませんでした。また、この土地の農地への復元も困難なことから適用外申請もやむなしと判断してまいりました。以上でございます。

議長 次に、番号7から番号9について、7番、高橋貞信委員お願いたします。

7番委員 番号7から番号9について現地確認の報告をいたします。6月9日、私と佐藤利榮委員、事務局職員2人と現地確認をしてまいりました。番号7は江刺総合支

所から南東に約2.3km、江刺総合コミュニティーセンターから南に430mの地点で、道路の角で、家を建てて庭の舗装もしっかりしておりましたので、畑に復帰させるのは無理と判断し、適用外やむなしと見てまいりました。番号8は、江刺総合支所から北東に約4.6km、玉里地区センターから西に約3kmの場所で、東が山林で、西、南は用悪水路、北は田んぼ、昔作った田んぼでもう今は手も付けられず、もう山林化しておりましたので、復帰は無理と判断し、適用外やむなしと判断しました。番号9は、江刺総合支所から北東に約13.8km、米里地区センターから北東に1.3kmの地点で、前は畑だったようですがもう進入路としてしっかり整備し畑に復帰させるのも無理と判断し、適用外やむなしと判断してまいりました。以上です。

議 長 次に、番号10について、1番、千葉憲雄委員お願いいたします。

1番委員 1番の千葉でございます。番号10を報告します。6月12日、私と佐藤豊委員と事務局職員2人と確認してまいりました。現地は、胆沢総合支所から東に約6.1km、県立水沢高校から南に約550m、周辺地目は、東は宅地、西も宅地、南は用悪水路、北は畑と宅地。現地は一部居宅が建っており、あとは花壇やら雑木化しておりましたので復元は困難と判断しました。以上でございます。

議 長 次に、番号11について、16番、菅原賢一委員お願いいたします。

16番委員 菅原です。6月12日に私と伊藤博委員と事務局職員2人の4名で現地を確認してまいりました。現地は衣川総合支所から南東に4.2km、奥州市立衣里小学校から南に約1.9kmの場所です。当該地の、東は田と畑、西は宅地、南側も宅地、北が用悪水路という場所です。昭和37年頃に畜舎を増築してから47年にまた増築して以来宅地施設として利用しているため、適用除外も妥当ということで確認してまいりました。以上です。

議 長 議案第5号について、提案説明及び現地確認報告が終わりましたので質疑に入ります。質疑がありましたら、ご発言願います。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、質疑を終結いたします。

意見、討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 なしと認め、意見、討論を終結し、これより採決いたします。

本案につきましては、証明願のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第5号は、証明願のとおり決定されました。

議 長 以上をもちまして本日の奥州市農業委員会農地部会を閉会いたします。

閉 会 11時12分